

2019年12月24日

県知事

仁坂吉伸様

2020年度和歌山県予算編成にあたっての申し入れ

日本共産党県議団

団長 奥村 規子

幹事長 高田 由一

楠本 文郎

杉山 俊雄

安倍内閣は、過去最大の102兆6580億円となる、2020年度政府予算案を閣議決定しました。

消費税増税により、一般会計における消費税収は22兆円を見込み、所得税を上回り最大の税目となります。消費税10%への増税は、景気動向指数の下落や、家計支出の減少、小売店や百貨店の売り上げ減少など、2014年の8%への増税時以上に日本経済を低迷させ、国民の暮らしを直撃しています。しかし、安倍政権が打ち出した「景気対策」は大企業への支援やマイナンバーカードの活用などが中心で、厳しさを増す国民生活に手当てする視点がありません。

また、軍事費は第二次安倍政権発足以来8年連続増え続け、初めて5.3兆円を超えました。アメリカからステルス戦闘機F35を9機取得するなど兵器の爆買いや、自衛隊のヘリコプター搭載型護衛艦を空母に改修するなど、軍拡をいっそう加速するものです。

一方、社会保障費は高齢化などともなう自然増分を約1200億円圧縮し、年金削減や、医療費窓口負担増、介護保険の利用料負担増などの改悪を進めようとしています。

国民には増税を押し付けながら、大企業を優先し、軍拡をすすめ、社会保障を圧縮する、まさに「逆立ち」した予算となっています。

これらの悪政により、県民の暮らしが悪化し平和が脅かされている今こそ、和歌山県として憲法にもとづき県民のいのちと暮らし、平和と安心を守る姿勢が求められています。

2020年度予算の編成にあたり、県予算と事業が県民生活や雇用、中小企業や農林水産業、ゆきとどいた教育を支える役割を果たしていくものとなるよう強く要望し、日本共産党県議団から以下の点を申し入れます。

1) 県民のくらしを守るために

- 1、最低保障年金制度の確立。支給額の引き下げと支給開始年齢の引き上げを行なわないよう国に働きかけること。
- 2、生活福祉資金貸付制度を充実・利用しやすいものにする事。
- 3、地方税回収機構は早期に解散されたい。
- 4、多重債務者救済に向けた行政相談窓口の充実。県の多重債務対策協議会に關係支援団体、住民団体を参加させること。
- ⑤、コミュニティーバスや、デマンド型乗り合いタクシーの普及につとめること。
- 6、和歌山県内にカジノ・IRをはじめとするギャンブル施設はつくらないこと。ギャンブル依存症の実態を調査すること。
- 7、自殺の原因を分析し、対策を強化すること。

2) 雇用の安定的な確保と拡大に向けて

- 1、最低賃金を全国一律1500円となるように国に働きかけること。
- 2、正規雇用した中小企業に県独自の助成金を支給する制度をつくること。
- 3、雇用の確保に全力をあげるよう県内経済団体への働きかけを強められたい。
- 4、介護離職をなくす取り組みをすすめること。
- 5、労働局と協力して、いわゆる「ブラック企業」対策に取り組むこと。労働基準法、労働組合法の啓発をすすめること。
- 6、外国人労働者の人権を守る取り組みを強化されたい。

3) 中小商工業の発展のために

- 1、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止するよう、国に働きかけること。
- 2、住宅耐震補強の対象拡大や助成を強化するとともに、空き家活用改修助成、住宅・店舗リフォーム助成制度など、地域における需要拡大と経済効果を発揮できるような施策をすすめること。
- 3、小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格の登録要件を満たさない地元の零細業者にも発注できるように、「小規模事業者登録制度」を実施すること。
- 4、入札制度は、地元の建設業者の育成につながるものとするよう、見直しをはかること。
- 5、適正な労賃を確保するよう、公契約条例を制定すること。下請けで適正な賃金・単価の支払いがされるよう、調査し、指導・監督を強化すること。
- 6、県発注の印刷物の入札にあたっては、適正な契約になるよう最低保証価格を設けること。

4) 農林水産業の振興のために

- ①、県内各地の「地産地消」の取り組みを奨励、援助すること。安全性の観点から学校給食のパンには国産小麦を使用するようにされたい。
- 2、鳥獣害対策では、市町村をまたぐ広域的な調査・防護・捕獲の取組を推進されたい。
- ③、農業後継者育成をすすめるため、就農支援センターの機能を充実されたい。
- 4、CSF（豚コレラ）対策とクビアカツヤカミキリ対策に万全を期されたい。
- 5、県産材活用を計画的にすすめること。（公共建築や河川土木、木製ガードレールなど）紀州材の家づくりなどの助成制度の拡充。
- 6、集成材CLTの生産・利用について推進していくこと。

5) 医療の充実、県民負担の軽減のために

- ①、重度心身障害者（児）医療助成については、65才以上で新たに重度障害となった人、身障手帳3級（外来）も対象とすること。精神障害者2級・3級も対象に加えること。67歳以上の医療費を無料にすること。
- 2、地域医療構想における病床数の削減は救急・地域医療を崩壊させかねないことから再考すること。
- ③、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に求めること。広域連合に対し、保険料の引き上げ、滞納者の差押をしないように、また市町村が行う人間ドッグの対象から75歳以上を外さないように働きかけること。健康審査項目を増やすこと。
- 4、予防接種は定期接種・任意接種とも公費負担を増やすこと。
- ⑤、無料低額診療の実施機関を増やし、保険薬局も適用されるよう国へ要望すること。
- 6、後期高齢者医療の特定健診の検査項目に、がん健診等を入れるなど内容を充実させること。
- 7、医師・看護師・介護士などの不足を解消すること。また、市町村の保健師を増員すること。
- 8、看護職員修学資金の対象に入学金や諸費用も含めるなど制度の拡充や、再就業を支援する体制の充実を図ること。公立・公的病院への院内保育所の設置、運営に県の補助制度をつくること。
- 9、県立医大の地域枠10人を継続すること。
- 10、有田市立病院の産科医師を確保すること。
- 11、橋本市民病院に乳腺外科の専門医を確保すること。
- 12、国立南和歌山医療センターの救急医療専門医を確保すること。

- 13、子どもの医療費助成制度の対象を高校卒業までとし、所得制限をなくすこと。
- 14、難病法に基づく医療費助成制度の対象を拡大するよう国に働きかけること。。
- 15、不妊治療の補助金をさらに増やすこと。
- 16、肝炎対策基本法のさらなる充実を国に働きかけること。。
- 17、精神医療については、救急医療体制を充実させ、特に紀南地方の医師確保を行い、合併症患者の受け入れ態勢を拡充すること。
- ⑱、原爆被爆者の健康実態状況を把握し、必要な施策や措置を講ずること。2世・3世への対策を充実させること。被爆者手帳申請においては、証人がいない場合も柔軟に対応すること。

6) 介護・高齢者福祉、保健施策の拡充を

- 1、訪問介護が一定回数を超える特定健診を市町村の地域ケア会議で検証する際、介護サービス利用の抑制とならないように指導すること。
- 2、要介護1・2の人への介護給付切り捨てはやめるよう国に求めること。
- 3、介護の基盤整備の充実をすすめ、特別養護老人ホームの待機者解消のため特別養護老人ホームを増設し、入所者を要介護3以上に限定せず、必要な高齢者が誰でも利用できるように運用するよう市町村を指導すること。また、特別養護老人ホームへの特例入所を市町村や居宅介護支援事業所、特別養護老人ホームに周知徹底すること。
- 4、介護保険料軽減のため、国の負担割合を増やすことを国へ要望されたい。
- 5、介護報酬の大幅な引き上げ改定を国に求めるとともに、利用者負担につながらないよう配慮すること。。
- ⑥、介護労働者の賃金を月5万円以上引き上げるために、事業所に対する補助制度を創設すること。
- 7、県単独の低所得者の介護保険料・利用料の減免制度をつくること。市町村が実施している減免制度に支援すること。低所得者の保険料負担軽減のために計画されていた国費投入を実施するよう求めること。
- 8、低所得者が個室型特養に入所できるように負担を減らすよう、社会福祉法人の減免実施の拡大を指導すること。
- 9、介護保険の保険料滞納により、サービスをうけられないなどのペナルティを実施しないこと。
- 10、介護タクシーに本人以外（家族・ヘルパー等）も状況に応じ乗車できるようにすること。
- 11、高齢者が居宅で生活しつづけられように設けられた高齢者居宅改修補助制度の対象を拡大し、バリアフリー化をはじめ利活用の促進をはかられたい。
- 12、保健師をはじめ保健所の職員を増やして、健康を守る機能を充実させ、乳幼児から高齢者までの保健予防活動を充実させること。精神相談員の増員、薬害対策の強化に努めること。

- 13、介護職員の痰吸引など医療行為の法制化にともない、県の研修を医療圏域ごとに実施されたい。
- 14、ケアマネ更新研修費用負担を軽減し、紀南地方などの研修会場を増やすこと。
- 15、介護施設の人員配置基準を引き上げるよう国に求めること。
- ⑩、ケアプランの有料化を行わないよう国に求めること。

7) 国民健康保険制度の充実のために

- 1、国民健康保険料・税を引き上げないこと。
- 2、67歳以上の医療費を無料にすること。
- 3、国民健康保険の医療費に対する国庫負担を1兆円に引き上げるよう求めること。
- ④、国保料（税）引き上げを抑えるために市町村の判断で行っている一般会計繰入れの解消にむけた指導はせず、ペナルティ創設をやめるよう国に要請すること。
- 5、統一保険料に向けた医療費水準を平準化するための医療費適正化をすすめないこと。平成39年度までに統一保険料を目指す方針は撤回すること。
- 6、医療費適正化に向けた取り組みを推進する市町村に加算される保険者努力支援制度のもとで、保険料収納率向上のための滞納処分の強化に向かわないよう指導すること。
- 7、自治体の実施する福祉医療に関わるペナルティをやめるよう国に要請すること。市町村国保への県支出金の対象に、乳幼児医療及びひとり親家庭医療の国からのペナルティ削減分を含め、県支出金を拡充すること。
- 8、国保加入者には必ず被保険者証を届けるよう市町村へ要請し、資格証明書の発行は悪質滞納者に限定するよう徹底すること。
- 9、市町村で給付している出産育児一時金への国庫負担を求めるとともに、県として支援すること。
- 10、国保法44条にもとづいて市町村が低所得者の窓口負担軽減を実施するよう指導すること。
- ⑪、子どもの均等割保険料をなくすこと。
- 12、国保の特定健診の項目を増やすとともに、費用は自治体で負担すること。

8) 障害者・児の安心のために

- 1、障害者差別解消法を実効あるものにするために、具体化する県条例をつくられたい。就労場面で起こる差別、合理的配慮の不提供の事例についても労働局とともに解決を図る窓口を設けること。差別解消条例をつくっている自治体で、どのように条例が機能しているのかを調査して、県としての条例づくりをすすめること。
- 2、障害者総合福祉法の「骨格に関する提言」にもとづいた新法の制定を求めること。また負担軽減のため、応益負担撤廃、65歳以降の介護保険優先をやめること。介護保

険支給量の上限を一律に設けて制限することなく、必要に応じて支給するよう指導すること。県独自に利用料を助成し、特に障害児保育の給食費については保育所なみになるよう助成すること。

- 3、グループホームの基盤整備として各圏域に設置目標をおき、建設費補助、改築費補助、公営住宅の提供などを県として積極的にすすめ、民間事業所のグループホーム開設要望をていねいに聞き取ること。市町村の相談員増員のための支援をされたい。緊急に入所対応しないといけないケースの場合、受ける施設の専門的スタッフの配置を行われたい。
- 4、障害児学校卒業後の就労対策など障害者の働く場の保障、賃金など労働条件の改善をはかるとともに、就労にかたよらず、重度の障害者の通所施設を保障すること。
- 5、自治体での障害者の雇用を増やすこと。遅れている知的障害者、精神障害者・発達障害者等の雇用を増やすこと。作業所など授産施設の製品を公共団体で利用するなどの支援事業を増やすこと。仕事の研修を支援すること。県内企業の障害者の雇用を促進すること。
- 6、児童発達支援センターを増やし、保護者負担をなくすこと。職員の配置基準を子ども3人に対して1人となるよう改善すること。公立の発達支援センターを設置し待機児をなくすこと。
- 7、保育所の空室などで早期に療育が受けられるよう、関係機関に働きかけること。本当に支援が必要な子どもたちのために、療育手帳の交付基準を見直すこと。
- 8、障害児の放課後を保障する学童保育やデイサービスなどのとりくみを支援すること。民間で営利目的で行われる側面が弊害とならないように学童保育、デイサービスでの質的な向上を図るために県としても実態把握すること。重度心身障害者を対象にした通所施設を新宮市につくること。
- 9、市町村が実施する移動支援事業は介護給付にすること。また、国の財政保障をおこなうよう国に求められたい。
- 10、精神障害者をJR運賃の割引対象とするよう関係機関に働きかけること。
- 11、障害者支援施設等の新改築、備品購入などに対して十分な補助をすること。障害者支援施設への入居希望者が、どの支援施設も定員オーバーで入居できずにロングショートといった短期入所で、たらい回しされる実態があり、早急に県として必要な入所については対応できるようにすること。ロングショートというおかしな言葉をなくすこと。
- 12、点字図書給付事業の改善をすること。視覚障害者を点字図書館員として雇用すること。定率負担をなくすこと新聞雑誌を給付に加えること。大活字本、有料点字本の差額を保障すること。点字図書館へのアクセスを改善すること。
- 13、県・市から届けられる発行物を点字化・大活字化・録音化すること。
- 14、手話通訳者を養成し、聴覚障害者の参加する催し・企画には、県・聴覚障害者団体以外にも手話通訳者の派遣をすすめること。手話言語条例を生かして和歌山県として、いつでもどこでもコミュニケーションを保障されるよう、手話通訳の機会を最大限保称するよう取り組むこと。
- 15、県福祉バスは、要望に沿って活用できるように大幅に改善すること。福祉有償運行制

度の導入を推進すること。

- 16、ひきこもり者のための相談・居場所活動・ゆるやかに働ける場づくり等への県の支援を強めること。
- 17、県道や公共施設における安全対策を充実させること。
- 18、無免許のあんま・マッサージ・指圧業者を取り締まること。また、保険治療が適正に行われているか取り締まること。
- 19、重度心身障害児の通院の際のタクシー代を補助すること。
- ⑳、盲ろう者のためのサービス付き高齢者住宅を設置すること。また、民間による建設に際して補助金を設けること。
- ㉑、盲ろう者の通訳者の養成及び派遣事業を拡充すること。
- ㉒、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度をつくること。
- ㉓、障害者総合スポーツ施設をつくること。スポーツ指導員の育成を図ること。
- ㉔、医療的ケアを必要とする人の学齢期後の生活充実のため、県独自の生活介助事業における常勤看護職員の配置を行うこと。また、短期入所施設を拡充すること。

9) 子育て支援の充実をはかる

- 1、保育所や幼稚園の効率化優先による統廃合計画を改め、公的保育を充実させるよう市町村を指導すること。
- 2、待機児童解消のため、保育士修学資金貸付制度の拡充などで、不足している保育士の処遇を抜本的に改善し確保すること。
- 3、長時間保育や産休明け保育、病時保育の充実をすすめ、県独自助成を拡充すること。
- 4、第二子以降の育休を理由にした在園中の子どもの退所（育休退園）をなくすよう市町村を指導すること。
- 5、産前産後や育児に不安をもつ女性への相談体制を充実すること。
- 6、児童相談所への専門家の配置・充実をはかること。児童福祉司の配置基準を見直すよう国へ要望すること。
- 7、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、貧困対策を抜本的に強化すること。特にひとり親家庭への支援として、就学援助制度や給付制奨学金制度拡充など、対策を強化すること。
- ⑧、全ての中学校にあたたかい給食を提供すること。学校給食の無償化を図ること。
- 9、子ども食堂の運営費を補助すること。
- ⑩、子どもの歯科検診を無料にすること。
- ⑪、学童保育所を増やし、希望者全員が利用できるようにすること。学童保育の内容を充実させること。学童保育所への補助金を増額し、利用料の負担を減らすこと。

- ⑫、紀州3人っこ施策の給食費実費負担への補助の対象を拡大すること。
- ⑬、国の保育料無償化による市町村負担増に対する支援を行うこと。
- ⑭、0～2歳児の保育料についても無料にするよう国に求めること。

10) 生存権を保障する生活保護行政のために

- 1、生活保護の基準引き上げ、高齢者加算の復活、夏季加算の新設を国に求めること。冬季加算、年末一時金、住宅扶助基準額引き下げを元に戻すこと。級地の引き上げを国に要望すること。
- ②、申請から決定までの期間15日間を遵守されたい。保護申請から保護費支給までの生活資金を支給する制度をつくられたい。
- 3、生活保護の申請権を保障すること。
- 4、通院移送費は実情に応じて支給するよう、改善をはかること。申請手続きを簡素化すること。医療扶助の一部であることを受給者に説明すること。
- 5、有資格ケースワーカーの人員配置を充実させること。

11) 住居の確保と居住環境の向上のために

- 1、県営住宅の戸数を増やすこと。
- 2、障害者、母子家庭むけなどの戸数拡大、必要性の高い人の優先入居制度の確立。
- ③、県営住宅共益費の徴収管理を、県が責任をもって行うようにすること。。
- 4、同和公営住宅については、空き家ができれば一般公募するよう市町村を指導すること。

12). 県民を守る防災対策・安全対策、快適で安全な交通通信、県土づくりに向けて

- 1、障害者や高齢者などの福祉避難所の整備と一次避難所避難対策について強化されたい。
- 2、熊野川の治水対策、汚濁問題の解決に尽力されたい。
- 3、すべての通学路の安全を点検し、交通量の多い道路には歩道をつけること。道路パトロールを充実し、危険箇所の改修を進めること。
- ④、大浦街道の歩道整備を早急に完成させること。

13) 地球・地域環境を守るために

- 1、火力発電所については、脱硫装置の設置や脱硝装置・集じん装置の効率向上など設備改善を求めること。
- 2、元住金埋め立て地へのLNG発電所の建設には反対すること。

14) 産業廃棄物および一般廃棄物処理について

- ①、製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求すること。プラスチックの回収・リサイクルをすすめ地球環境を守ること。
- 2、石綿を使用している建物の調査をすすめ、適切に処理すること。
- 3、許可を取り消した最終処分場の周辺への環境影響について、ひきつづきモニタリングをおこなうこと。

15) 原発からの撤退を求め、自然エネルギー普及を大規模に拡大するために

- 1、自然エネルギーの普及開発をすすめ、住宅用太陽光発電補助については予算を拡充されたい。原発再稼働には反対されたい。
- 2、大型太陽光・風力発電の建設にあたっては、森林伐採による災害の危険性を考慮し、住宅環境・自然環境を保全すること。太陽光発電条例制定に伴い要件緩和された林地開発許可制度の利害関係者同意書の扱いを元に戻すこと。
- ③、超大型の海南省・紀の川市、および有田川町の風力発電事業については、地元自治体や住民の懸念をふまえ認可しないこと。
- ④、風力発電の風車による低周波など人体への影響調査と対策を講じ、被害については業者とともに救済対策を行うこと。新たな発電計画については、暫定的な規制を行うこと。(例えば、2000kWの風力発電計画の場合、人家から2km離れていることを建設の条件にするなど)

16) どの子にもゆきとどいた教育を

- 1、県単教員を措置し、35人学級を実現すること。
- 2、複式学級を解消すること。
- 3、定数内講師は少なくとも「5年間で半減」を実現すること。
- 4、教員の長時間労働を解消するため、業務の大幅削減と教員増を実施すること。
- 5、県立高校の学区制を全県1区から元にもどすこと。
- 6、県立高校再編計画を見直しにあたっては、地域の要望をよくきき、一方的な学校統合をしないこと。
- 7、高校教育は無償とすること。給付制奨学金制度を拡充し、周知徹底をはかること。
- 8、定時制・通信制高校の教科書・学習書・補食給食への補助をカットせず、制度を復活すること。
- 9、中学校卒業生が近くの公立高校に進学できるよう募集定員を確保すること。
- 10、教育を複線化する中高一貫校をこれ以上増やさず、廃止を含め検討すること。
- 11、高等学校での35人学級について国に要望すること。

- 12、特別支援学校のマンモス化解消をはかること。
- 13、南紀・はまゆう特別支援学校の統合については、将来的にも教室不足が生じないよう学校現場や保護者の意見をよく聞いて対応すること。体育館やプールに空調設備を設置すること。
- 14、支援学校高等部卒業後の専攻科を設置すること。盲ろう教育の紀南地方での拠点を整備すること。
- 15、多学年にまたがる支援学級を分割できるようにすること。小中の支援学級のクラス定員を8人から6人に減らすこと。
- 16、すべての小中学校で学校給食を実施すること。自校給食を維持・拡大する立場で、民営化・外注化をしないこと。民間委託は直営に戻すこと。
- 17、栄養教諭、栄養士、調理員の増員をはかること。
- 18、「同和教育基本指針」はただちに廃止すること。
- 19、和歌山市にある旧「同和単一校」を解消するよう指導すること。
- 20、地域子ども会活動支援事業補助金を見直し、旧同和地区子ども会の特別扱いをやめること。
- 21、小中学校の統合については、住民の意思を尊重し、一方的に実施しないこと。
- 22、過大規模校の解消にとりくむよう市町村を指導すること。
- 23、小中学校の体育館の空調設備を促進するための支援をおこなうこと。高校の学生寮の各部屋に公費で空調設備を設置すること。
- 24、学校図書室に司書を配置し、図書館機能を拡充すること。
- 25、部活動を理由にした中学校通学区弾力化をおこなわないこと。小規模校でも子どもたちのスポーツ要求にこたえられるよう地域でのスポーツ施策をおこなうこと。行き過ぎた運動部活動を是正するよう指導すること。
- 26、いじめ、不登校、ひきこもり、発達障害対策を強め、学校ではスクールカウンセラー・担当の教員を配置し、保護者からの教育相談に責任をもって対応できる体制をつくること。不登校児の「居場所」「民間相談施設」への公的補助をおこなうこと。
- 27、国・県の「学力テスト」を中止すること。「過去問題」のおしつけなど、「学力テスト対策」のための画一的指導をおこなわないこと。
- 28、「日の丸」「君が代」を学校行事に押しつけないこと。
- 29、道徳教育のおしつけをおこなわないこと。
- 30、戦争、被爆体験を語りつぐこと。平和教育をすすめること。
- 31、自衛隊への職業体験入隊、勧誘協力をしないこと。
- 32、アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患を「学校病」と指定するよう、政府に求めること。食物アレルギーやアナフィラキシーへの対応について必要な条件整備を行うこと。

③、18歳選挙権にふさわしく、主権者としての政治的自覚をたかめる教育を行うこと。

17) 県民が文化・スポーツを楽しめるように

- 1、県立図書館の蔵書充実をはかること。定期刊行物もふくめて検索できるようにすること。
- 2、県民文化会館を県民が使いやすくすること。たとえば、予約金の前払い金額を引き下げること。
- 3、青少年が芝生グラウンドでサッカーをできる施設を和歌山市はじめ各地につくること。
- 4、サッカーくじの廃止を国に求めること。スポーツ予算はサッカーくじに頼らず、国と自治体で確保すること。
- 5、障害児・者のための総合スポーツセンターをつくること。

18) 県財政の健全化のために

- 1、「コスモパーク加太」にかかわる県民負担は最小にとどめるために努力すること。
- 2、県が所有する企業誘致用地の早期利活用をはかること。
- 3、紀淡連絡道路など無駄で無理な道路建設をやめ、生活道路の整備を優先すること。
- 4、県工事の市町村負担金を廃止すること。国直轄工事の県負担金については廃止を国に求めること。海南市における津波防災堤防建設に対する地元自治体・企業への負担金はやめること。
- 5、中小企業高度化資金の未償還金について、償還対策に万全をつくすこと。

19) ジェンダー平等の社会づくりをすすめること

- 1、男女の固定的な役割分担意識の解消を目指し、男女平等教育・研修等をさらに強めること。
 - 2、性的マイノリティの人たちの人権と生活向上を図ること。
 - 3、ハラスメント禁止を明確にした法整備を国に働きかけること。
 - 4、あらゆる分野で女性がいきいきと力を発揮することができるジェンダー平等の社会実現にとりくむこと。
- ⑤、妊娠・出産への不利益な取り扱いをやめさせ、解雇・退職勧奨を根絶する取組を強めること。
- 6、DVを許さず、被害者救済と保護、自立支援、DV防止策を強めること。

20) 憲法をまもり平和と地方自治・住民自治の発展めざして

- 1、ドクターヘリや防災ヘリの安全運航のために、米軍機・自衛隊機の飛行ルートや飛行目的を情報提供するよう、米軍・防衛相に要請すること。
- 2、美浜町煙樹ヶ浜を自衛隊の水際地雷訓練場にしないこと。
- 3、自衛隊の行軍訓練をやめさせること。
- 4、地方自治の立場に立ち、国による新基地建設に反対する沖縄県と連帯すること。
- 5、拡声器を利用したの道路上での宣伝についての道路交通法による規制は、政治宣伝の自由を保障する立場で、最小限度のものとするようにされたい。
- 6、「部落差別解消法」に伴う新たな「部落調査」など同和対策の復活を行わないこと。旧同和子ども会、隣保館、同和住宅などの同和行政を廃止すること。
- 7、障害者、高齢者の選挙権を保障するため、郵便投票の対象を広げるよう国に求めるとともに、投票所増設、車イスでの記載台設置、移動投票所の実施を進めること。
- 8、知事退職金を大幅に削減すること。
- 9、政府がすすめる地方自治とは無縁の道州制に反対すること。関西広域連合でとりくむ事業については、県民の声をよく聞いて取り組むようにされたい。
- 10、マイナンバーの利用を強制しないこと。

2020年度予算について知事と意見交換したい事項

2019年12月19日

日本共産党和歌山県議団

1. 核兵器廃絶をめざす平和行進などに協賛をお願いしたい。県庁正門に非核和歌山県宣言のパネルを設置されたい。
2. 地球温暖化防止のために、温室効果ガス削減へむけて和歌山県が積極的な役割を果たすようにされたい。
3. 子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、貧困対策を抜本的に強化すること。子ども・女性・障害者相談センターを増設し、児童相談所の体制充実と一時保護所の設備改善に取り組まれたい。
4. 大型太陽光・風力発電の建設にあたっては、住民の健康・安全や環境保全を脅かす恐れがある地域への立地を規制し、乱開発を防ぐこと。
5. 被災者生活再建支援制度の対象を半壊世帯や一部損壊であっても支援の必要性が高い世帯も対象とすること。災害見舞金制度を抜本的に増額すること。
6. 特別支援学校については地域の福祉避難所としての機能を果たせるよう、施設整備を行われたい。障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、県下全体で推進されたい。
7. 障害福祉サービスのうち、事業所への報酬が日割りで計算されるサービスについては、災害時や道路通行不能時など、やむをえずサービスの提供ができない場合は、当該サービスについて何らかの助成を県として行うこと。
8. 「ひきこもりサポート事業」についてすべての市町村で実施できるように働きかけるとともに、補助額も上限300万円となっているが拡充するよう国に働きかけてほしい。「就労準備支援事業」については、福祉事務所単位での実施となっているが、市と県で補助単価が大きく乖離しているため、円滑な実施ができていないので改善されたい。
9. 教員の変形労働時間制については実施に必要となる県条例を制定しないこと。定数内講師については「5年で半減」との約束を実現すること。小中学校の支援学級の1学級あたりの児童・生徒数の基準を8人から6人に見直すこと。
10. ヨーロッパなどで規制が始まっているネオニコチノイド系農薬やグリホサートについて使用規制にむけた取り組みをされたい。県内の果樹生産に大きな被害を及ぼす可能性のあるクビアカツヤカミキリへの対策と防除を強化されたい。

以上